

ケアステーションこはく 訪問介護事業利用単位数

(利用料金表 要介護者 1~5 対象として)

身体介護が中心

20分未満	身体 01	163 点
20分以上 30分未満	身体 1	244 点
30分以上 1時間未満	身体 2	387 点
1時間以上 1時間半未満	身体 3	567 点
1時間半以上 2時間未満	身体 4	649 点
2時間以上 2時間半未満	身体 5	731 点
2時間半以上 3時間未満	身体 6	813 点
3時間以上 3時間半未満	身体 7	895 点
3時間半以上 4時間未満	身体 8	977 点

身体介護中心に引き続き生活援助が中心であるとき

身体介護 + 生活援助 1	20分以上 45分未満	65 点
身体介護 + 生活援助 2	45分以上 70分未満	130 点
身体介護 + 生活援助 3	70分以上	195 点

生活援助が中心

20分以上 45分未満	生活援助 2	179 点
45分以上	生活援助 3	220 点

早朝・夜間等の割増

早朝（午前 6：00～午前 8：00） 基本料金の 25%増し

夜間（午後 18：00～午後 22：00） 基本料金の 25%増し

深夜（午後 22：00～午前 6：00） 基本料金の 50%増し

やむを得ない事情でかつ、ご利用者様の同意を得て 2 人で訪問した場合 2 人分の料金

- ・ 訪問初回加算 200/初回（介護予防を含む）
- ・ 緊急時訪問介護加算 100/回
- ・ 特定事業所加算（Ⅰ） 所定の単位数に 20%加算（介護予防含む）月の利用料
- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位/日
- ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定の単位数に 18.2%加算 182/1000（介護予防含む）月の利用料ベースアップ加算含む 2024 年 6 月より施行
- ・ 訪問介護同一建物減算（Ⅰ） 所定の単位数の減算 10%（介護予防含む）

～加算要件～

訪問初回加算

- ・新規に訪問介護計画を作成して訪問介護サービスを利用した人、初回または初回と同月内にサービス提供責任者が自らサービスを提供、もしくは訪問介護員にサービス提供責任者が同行した場合
- ・要介護から要支援に変更もしくは、要支援から要介護に変更になった既存利用者
- ・過去2ヶ月のあいだ当該訪問介護事業所からサービスを受けていない既存利用者

緊急時訪問介護加算

- ・緊急時の訪問介護は、「身体介護が中心のサービス」に限る
- ・1回の要請につき1回を限度として、緊急時訪問介護加算を算定
- ・やむを得ない事情により、介護支援専門員と事前に連携が図れずに緊急の訪問介護を提供した場合、事後に介護支援専門員によって訪問介護が必要だったと判断されることで加算を算定し、緊急時の訪問介護は前回の訪問介護からの間隔が2時間未満でも、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定（合算しない）。

特定事業所加算（I）

※質の高い介護サービスを提供している事業所を評価する加算です。

特に専門性の高い人員を配置し、介護度が高い利用者等にも積極的に介護サービスを提供している事業所を評価するものであり、下記のすべての要件を満たすことで加算要件となります。

- ①すべての訪問介護員等に対して個別研修計画の策定し、研修を実施または実施を予定していること
- ②利用者の情報や留意事項等の伝達、訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行っていること
- ③サービスの提供にあたってサービス提供責任者から訪問介護員等に利用者の情報や留意事項等を伝達し、サービス提供後は訪問介護員等からサービス提供責任者へ報告を行っていること
- ④すべての訪問介護員等に健康診断を定期的に行っていること
- ⑤緊急時における対応方法を利用者にも明示していること
- ⑥訪問介護員等の総数に対して『介護福祉士の占める割合が30%以上』または『介護福祉士または実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者の占める割合が50%以上』であること
- ⑦すべてのサービス提供責任者が『3年以上の実務経験がある介護福祉士』または『5年以上の実務経験がある実務者研修修了者または介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者』であること

- ⑩『前年度』または『算定日が属する月の前3月間』において、利用者総数のうち要介護度4、5または日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が20%以上であること
- ⑪都道府県知事等に届出を提出していること

認知症専門ケア加算（Ⅱ）

- ・ 認知症専門ケア加算の届出を行い、「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者（日常生活自立度Ⅲ以上）」（以下、対象者）に対してサービスを提供すること。

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

- ・ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員をはじめとする、介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善などを目的とした加算です。
- ・ 2024年度の報酬改定により、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化されております。

訪問介護同一建物減算（Ⅰ）

- ・ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
- ・ 上記 1. 以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
- ・ 上記の要件を満たす場合、減算率は10%となります。